

平成29年 4月 3日
(2017年)

業 者 各 位

和歌山市 水道局
経営管理部 水道総務課

和歌山市水道局請負工事成績評定要領の一部改正について

このことについて、和歌山市水道局発注の建設工事において、和歌山市産業振興基本条例（平成27年条例第22号）の基本理念に基づき実施する和歌山市市産品登録制度に登録された市産品建設資材を積極的に使用した受注者に対し、工事成績評定の創意工夫において加点評価するために改正を行い、平成29年4月1日以降に契約する工事から適用しますので、お知らせします。

工事成績評定の加点

市産品建設資材を3品目以上6品目未満使用で1点、6品目以上使用で2点の加点とします。

1品目の考え方

同品種については、サイズ・規格等が違っていても、設計数量全てを使用することで1品目とします。

提出書類

工事打合簿に資料を添付し、市産品使用を監督職員に報告してください。

- ・ 定義 和歌山市市産品登録制度のHP（和歌山市HP）の写しと出荷証明・納品書
- ・ 品質 工事材料承諾願と同等の内容
- ・ 規格 工事材料承諾願と同等の内容